

きりゅう暮らし応援事業

(住宅取得^{とく}応援助成)

～補助金のご案内～



補助金額

最大200万円

基本補助金と加算補助金の合計となります。

申請期間

令和4年3月31日(木)まで

住宅を取得してから90日以内に申請をお願いします。



きりゅうを
暮らそう。

桐生市 建築住宅課

<http://www.city.kiryu.lg.jp/>
TEL:0277-46-1111

住宅取得応援助成について

この補助金は、市外からの転入を促進し、市外への転出を抑制するとともに、市内への定住促進を図り、人口減少に歯止めをかけることを推進するため、個人が居住を目的として住宅の建築、購入を行う方へ住宅取得費用の一部を補助するものです。

この補助金の交付を受けるには、取得した住宅に住んでから申請となります。



キノピー

補助対象者

- ・ 桐生市に住宅を建築又は購入し、その住宅に5年以上定住すること
- ・ その住宅の所有者であること
- ・ その住宅に住む人全員が市税等を未納していないこと
- ・ その住宅に住む人全員が桐生市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 過去にこの補助金又は住宅取得応援事業補助金の交付を受けていないこと

補助対象住宅

- 専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く）、マンション及び長屋建住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用途に供する建物であること。（賃貸は対象外です。）
- 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、居住の用途に供する部分の床面積（壁芯面積）の合計が50平方メートル以上の建物であること。
- 現行の耐震基準に適合していることを証明できること。（中古住宅の購入にあっては、確認済証交付年月日が昭和56年6月1日以降の確認済証の交付があるもの。）
- 確認済証交付年月日が昭和56年5月31日以前のものについては、耐震補強工事後の耐震診断結果が現行の耐震基準に適合していることを証明できるもの。
- 建築基準法及び関連規定に適合していること。
- 所有権に関する事項の登記（所有権保存登記、所有権移転登記）が完了していること。

注文住宅（工事請負契約により新たに家を建てる）

- ・ 平成29年4月1日以降に完成引渡し・居住開始・登記完了したもの。

住宅建築のために1年以内に購入した土地も対象となります。ただし、補助対象金額の建物のみで限度額を超えるものは含めません。

建売住宅、中古住宅、マンション等の購入（既にできている家を売買契約により買う）

- ・ 平成29年4月1日以降に住宅の引渡し・居住開始・登記完了したものであること。
- ・ 売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介した物件であること。
- ・ 平成29年4月1日以降に住宅の引渡し・居住開始・登記完了したものであること。

- 住宅の取得が完了してから90日以内に申請してください。

（住宅の取得の完了とは転居・転入日と所有権保存・移転登記の日のどちらか遅い日を指し、その日の翌日から起算して90日以内に申請をしてください）

補助金額

最大200万円

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

11 住み続けられる
まちづくりを



【基本補助】

住宅取得金額の3% 限度額30万円

(1,000円未満は切り捨て)

※ただし、併用住宅にあっては居住部分のみが補助対象となります。この場合、基本補助は住宅部分の取得価格の3% (限度額30万円) となります。

※補助対象の住宅に住んでいない共有者については、その共有者の持分相当額を住宅取得金額から差し引きます。

【加算補助】(基本補助に下記の条件により加算されます)

- ① 夫婦加算(申請年度の4月1日現在において夫婦共に49歳以下の場合) 15万円
- ② 三世同居加算(親・子・孫が同居する世帯) 10万円
- ③ 移住加算(市外から移住する世帯^{*1}) 20万円
- ④ 子ども加算(中学生以下の子どもがいる場合) 1人につき15万円
- ⑤ 誘導区域加算(居住誘導区域^{*2}、新里町・黒保根町の生活拠点^{*3}への居住) 10万円
- ⑥ 市内業者加算(市内の元請又は下請業者を利用し新たに建築する場合^{*4}) 10万円
- ⑦ 桐生市空き家・空き地バンク(登録物件の購入)を利用する場合 15万円

【基本補助】+【加算補助】= 交付金額

※ただし、住宅取得金額の10%(1,000円未満は切り捨て)又は200万円のいずれか低い金額を上限とします。

(例) 基本補助+加算補助の金額が120万円であっても、住宅取得金額が1,000万円の場合の補助金額は、100万円となります。

注) きりゅう暮らし応援事業での補助金の併用は可能ですが、加算補助が重複する場合は、どちらかみの交付となります。

- ※1 取得した住宅に直接転入してきた者で、転入日から起算して転入前2年の間において、市の住民基本台帳に記載されていない者をいう。
- ※2 居住誘導区域とは、桐生市コンパクトシティ計画(平成31年3月策定)において、居住を誘導する区域として設定されている区域をいう。
- ※3 新里町・黒保根町の生活拠点とは、桐生市コンパクトシティ計画において、新里町及び黒保根町における生活拠点として設定されている区域その他市長が生活拠点としての役割を担う区域として定めた区域をいう。
- ※4 市内の下請業者が3者以上で請負金額の合計が100万円以上であり、元請業者の証明が得られるものをいう。

申請受付

- 申請期間** 令和3年4月20日(火)から令和4年3月31日(木)まで(予算の範囲内)
- 申請時間** 午前8時30分から午後5時15分まで
(受付・提出書類の確認に時間をいただく場合がありますので、余裕を持ってお越しください。)
- 申請場所** 建築住宅課(市役所 新館4階)
※申請書等を窓口まで直接お持ちください。
※郵送、ファックス、Eメール等では受付いたしません。
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。

必要書類

※交付申請書(様式第1号)への記入が必要となりますので、印(認印)をご用意ください。

- ① 世帯全員の住民票の写し(原本で発行後3ヶ月以内)
(取得した住宅への居住後のもので、続柄、本籍記載のもの)
- ② 住宅取得に関する契約書の写し
- ③ 住宅取得代金支払領収書(証)の写し(契約金額全額分)
- ④ 補助対象に係る不動産登記の全部事項証明書(原本で発行後3ヶ月以内)
(法務局交付、所有権の保存登記又は移転登記が完了したもの)
- ⑤ 検査済証の写し(中古住宅購入の場合は確認済証の写し又は台帳記載事項証明書)
- ⑥ 住宅の案内図、配置図、各階平面図(確認済証の添付資料等の写しで代用可能)
- ⑦ 市税等に未納のないことを証明する書類(原本で発行後3ヶ月以内)
(居住している人全員分で中学生以下は不要、大学生・高校生は在学証明書等でも可)
- ⑧ 住宅完成時又は取得時の写真(住宅の外観全体がわかるもの)
- ⑨ 転入者であることを証明する書類(原本で発行後3ヶ月以内)
(住民票の除票 または 戸籍の附票(桐生市に転入後のもの)等)
- ⑩ 下請工事施工証明書(注文住宅建設時に市内下請業者が携わった場合)
- ⑪ 空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し(空き家・空き地バンク登録物件に限る。)
- ⑫ その他、必要と認める書類(市役所から指示があった場合)



【申請書類等提出・問合せ先】
桐生市役所 建築住宅課 住宅係
(電話) 0277-46-1111 (代表)
(内線 632・633)
(E-mail) kenju@city.kiryu.lg.jp